

## 投薬依頼書について

保護者の皆様方へ

ひまわり認定こども園

1. 子どもさんへの薬は、万全を期するため「投薬依頼書」に必要事項を記載していただき、薬に添付して看護師に直接手渡していただきます。  
本来は保護者が登園して与えていただくのが原則ですが、緊急やむを得ない場合で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話合いのうえひまわり認定こども園の担当者が保護者に代わって与えます。
2. 主治医の診察を受けるときは、子どもさんの現在〇〇時から〇〇時までひまわり認定こども園に在園していることと、ひまわり認定こども園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
3. 薬は子どもさんを診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は、ひまわり認定こども園では対応できません。
4. 坐薬の使用は原則として行いません。熱性けいれん等、やむを得ず使用する場合は医師から具体的な指示書添付してください。（初めて使用する坐薬については対応できません。）なお、使用に当たっては、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご承知ください。
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら・・・」「発作が起きたら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、ひまわり認定こども園としては判断ができませんので、そのつど保護者に連絡することになりますので、ご承知ください。
6. 慢性の病気（気管支炎・てんかん・アトピー性皮膚炎・糖尿病などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医又は嘱託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要となります。
7. 家庭から持参する薬について
  - (1) 医師が処方した薬に必ず「投薬依頼書」を添付してください。また、処方された薬の説明書も添付してください。
  - (2) 使用する薬は一回ずつ分けてご用意していただき、ひまわり認定こども園の看護師に直接手渡ししてください。看護師が不在の場合には担当の保育士へお願いします。
  - (3) 薬の袋や容器には子どもさんの名前及び食前・食後の別を記載してください。